

議長（竹島貴行君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番 明和善一郎君。

4番（明和善一郎君） おはようございます。

まず初めに、ことし12月に任期満了を迎えられる村長の決意についてお伺いをいたしたいと思います。

月日のたつのは非常に早く、前回の村長選挙は平成20年でありました。6月定例議会において2期目に向けての抱負を切々と語られたことは、つい先日のように感じるのには私だけでしょうか。村民の信託を受けられ無投票当選され、金森丸が無事出航されました。

今日の日を迎えるまでには、村民が長年にわたり望んでおられました舟橋小学校の耐震工事、生徒の増加に対応するための増築工事や環境に配慮された各種設備の改善など、また舟橋中学校の増築・拡張工事や冷暖房設備の導入など、大型プロジェクトの完成を見ることができました。

24年度からは、健康構想を立ち上げ、村民の心と体の健康を考え、アンケート調査を皮切りに各種施策に取り組まれると聞いており、村長の夢ははかり知れなく広がっているものと推察いたしております。

ことし行われる村長選挙への意気込み、新たな決意などをこの機会にお話し願えればいかがかと思いますが、村長の率直なところをお伺いいたします。

次に、伝統行事の復活についてお伺いいたします。

伝統行事としてはいろいろあるかと思いますが、今回は左義長にスポットを当ててみました。

舟橋村では、いつごろまで左義長を行っていたのでしょうか。私たちの学校生活の中では、年の初めの行事として、書き初めコンクールの作品の下書きや各家庭の正月飾り等を持ち寄り、1年間の無病息災を願いながら左義長を行い、残り火でもちを焼いて食べた思い出があります。

村民の皆さんとの対話の中で、正月の縁起物の始末に大変困っているということが話題の中によく出てきています。若い年代のママさんたちの間で、正月飾りを1年間保存して、次の年の初参りでようやく始末しているので、昔行われていた左義長の行事があればよいのという話題が持ち上がってきております。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の雑則で認められている焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却として、「風俗慣習上の行事を行うための焼却」という項目があります。ダイオキシン類の発生を見ない廃棄物を集め、伝統行事として左義長を復活してはいかがでしょうか、村長のお考えをお聞きします。

次に、震災瓦れきの広域処理の考えと村民への安全・安心対策の実施についてお伺いをいたします。

毎日、新聞、テレビ等で震災関連のニュースが報道されていますが、被災地では震災瓦れきの量が非常に多く、これらの処理がなかなか進まず、震災復興を遅らせる原因になっているという話をよく聞くことがあります。皆さん方も十分ご承知のことと思います。

現在、富山県内のごみ焼却施設での広域処理について、実施可能かどうかということで、震災瓦れきの発生した現地における放射性物質調査や焼却灰の残留調査などについて、県・富山広域圏事務組合では、被災地や立山町での調査・検査を実施されているわけですが、現段階で焼却可能と判断された場合の規模、期間などについて、広域圏事務組合で話し合われている事柄について内容をお聞かせください。

なお、舟橋村より南の方角に広域圏の焼却施設の煙突が見えます。南風が吹いた場合、風に乗ってどのようなものが飛散してくるのか気にかかります。今現在、村内の自然界にある放射性物質の事前調査や広域処理が実施された場合の定期調査などについて、必要不可欠な項目と考えますが、どのようにお考えですか。

現在、立山町では広域処理に向けた住民説明会が各校下ごとに実施されておりますが、舟橋村では何ら動きは見えません。今後どのようにして住民への説明会や調査等を実施されるのか、計画についてお聞きします。

ぜひ村民の安全・安心対策を重点的に実施することと、村の重点産業であります農業、農産物に対する風評被害の発生を見ないよう万全の対応を要望いたします。

震災瓦れきの広域処理を否定するものではありませんが、村長の村民への安全・安心対策の周知徹底についてお考えをお伺いいたします。

なお、6月26・27日にかけて、震災瓦れきの搬入予定の山田町へ議会として視察にまいりますので、参考意見がありましたらお聞かせ願います。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 皆さん、おはようございます。

それでは、4番明和善一郎議員さんのご質問にお答えいたします。

まず初めに、3期目に向けた決意ということでございますが、私が平成17年1月12日に村長就任以来、7年6カ月が経過いたします。

この間、私は、「住民と行政による協働」と「住みよい環境づくり」を2本柱にいたしまして、まちづくりに取り組んでまいりました。

住民と行政による協働型の取り組みといたしましては、従来の行政主導から住民が主役となり、行政がそれをサポートする体制の構築を目指しまして、コミュニティ振興交付金制度の創設、村民憲章の制定、クリーン月間及びクリーンデイの実施など地域の自主性や地域と行政の連携・強化を図るとともに、タウンミーティングの実施など村民のご意見が十分施策に反映できる体制づくりや、富山大学と地域づくり連携協定の締結によりまして、大学の持つております経験と知識を舟橋村のまちづくりに活用させていただける体制の整備に努めてまいりました。

次に、住みよい環境づくりの取り組みにつきましては、小学校の耐震、改修及び増築、中学校の改修及び増築、庁舎の耐震化、消雪井戸を飲料水に活用するなどの災害時対策や安全・安心面から歩道の新設、駅周辺に防犯カメラを設置したことなどであります。

一方、高度情報化社会への対応といたしましては、NTT西日本への働きかけによりまして、本村全域に光ブロードバンドサービス「フレッツ 光ネクスト」を誘致できたことであります。

これまでの取り組みを振り返ってみますと、ハード整備ではある程度の目標達成はできたのではないかと感じておりますし、ソフトの部分ではありますが、協働型の推進につきましても、今後とも継続していく必要があるものの、少しずつではありますが、住民に浸透してきたのではないかとというふうに自己評価している次第であります。

議員ご質問の今後のことについてであります。私は常々、人間が生きることとは目標や夢に向い邁進すること、すなわち人間が生きていくために一番大切なことは、目標や夢を持つこと。生きている喜びとは、目標が達成できること、そして夢がかなうことだと考えております。

私には、まだ目標があり、夢があります。それは、舟橋村が日本一健康な村になること。舟橋村に住んでいる人は、みんな健康で生き生きしていると言われるような、そんな村をつくることであります。

そのために、今手がけております健康構想の策定とその実現に向けて、誠心誠意努めていくことであると思っておる次第であります。

3期目の目標・夢は、舟橋村が日本一健康な村になることであります。このことを議員の皆様をはじめ、村民の皆さんにご理解いただいて、3期目を目指す決意であることを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

次に、左義長についてのご質問にお答えいたします。

左義長とは、諸説あるものの、その歴史は大変古く、平安時代において小正月、いわゆる1月15日の宮中行事として、束ねた青竹に扇子や短冊等を添え、それを燃やすことにより、その年の吉凶を占っていたことが起源だと言われております。その後、神社や寺院の境内に正月飾りや書初めなどを持ち寄る火祭りとして日本各地に広まったとされております。

ご承知のとおり、本村では、平成6年まで舟橋小学校のグラウンドにおきまして、学校行事として行われてまいりました。しかしながら、その後、燃焼に伴うダイオキシン等の有害物質の発生をはじめとする環境への影響が危惧されることから休止しているのが実情であります。

県内の各地の状況をご報告いたしますと、入善町では、国の重要無形民俗文化財の指定を受けております「邑町のサイノカミ」に代表されるように、地域の伝統行事として神社や寺院の境内や田畑で実施されている自治体が多数であります。

一方、学校施設におきましても、左義長を実施しているところは、ごくわずかであります。実施されていない理由といたしましては、舟橋小学校と同様に、環境への影響を危惧しているものであります。

今後、明和議員の提言を含めまして、住民の皆さんの要望もあるかと思しますので、左義長の復活につきましては、教育委員会、学校及び育成会等の関係の皆様方と十分ご協議いたしまして、それに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、震災がれきの広域処理についてであります。

ご承知のとおり、昨年3月11日に東日本大震災が発生してから1年3カ月が経過いたしました。また、復旧・復興には相当の時間がかかる現状にあります。

中でも災害廃棄物の処理につきましては、大きな問題となっております。震災で被害が大きかった岩手・宮城両県では、247万トンの瓦れきを被災地以外で処理する必要

があると報道されているところでもあります。そのほとんどが未処理のまま残されているのであります。また、災害廃棄物の仮置き場では、ほこりが舞うことにより周辺の生活環境が悪化した状態が持続しており、長期間の貯留により有機物からメタンガスが発生し、火災の発生も予測されるなど危険な状態にあることから早急な対応が必要となっております。

この現状から、国では、全国の自治体による広域処理が不可欠であるといたしまして協力要請を行っております。

議員さんご承知のとおり、これを踏まえまして、富山県では、去る4月9日に岩手県と、災害廃棄物の広域処理の基本的な枠組みに関する覚書が交わされたところでもあります。

この覚書では、災害廃棄物の受け入れには、廃棄物処理施設の周辺住民の理解を得ること。そして、災害廃棄物の放射性セシウム濃度の目安値は、国が定めておりますクリアランスレベル、1キログラム当たり100ベクレルを超えないことが受け入れの条件になっております。

また、災害廃棄物の広域処理方法につきましては、富山県が岩手県から委託を受け、県内の市町村や広域圏事務組合に再委託して実施する、いわゆる三者契約方法により行うことになっております。

このことは、県は、周辺住民の理解と安全性の基準値をクリアできれば、受け入れていく方向であると認識しているところでもあります。

このことを受けまして、焼却施設が立地しております立山町では、富山県と合同で岩手県の災害廃棄物の安全性を確認する調査を実施すると同時に、町独自で住民説明会を開催したところでもあります。しかし、安全面に対する十分な理解が得られず、この後、富山地区広域圏の焼却施設で災害廃棄物の試験焼却を行うなど、住民理解を優先して進めていくことと伺っております。

次に、富山地区広域圏の理事会は、立山町の受け入れについての判断を受けて開催されるということでありまして、現在のところ、理事会は開催されておられませんので、先ほど明和議員さんの質問にありましたけれども、その内容がまだきちんと把握できないといいますが、協議されていないという状況でありますので、これは今申し上げましたとおり、立山町の受け入れが判断されて、理事長であります富山市長の招集による理事会が開催された中で十分協議されていくものと思っておりますので、よろし

くお願いしたいと思います。

理事会では、安全性の基準に対する判断が住民理解を得ることができるかが、私は議論のポイントになると思っております。もちろん安全であると認められなければ、受け入れはできないということでもありますので、十分そういう点もご理解いただきたいと思います。

ご存知のとおり、富山地区広域圏は5市町村で構成しております。圏内には50万人以上の方が生活しておりますから、住民の皆さんの安全確保を最優先にして協議してまいることこの場で申し上げたいと思います。

また、村内の放射性物質の事前調査につきましては、今のところ行う予定はありませんが、広域処理が実施された場合には、必要に応じて村民の安全確保のために実施を検討してまいりたいと思っておりますことを申し上げたいと思います。

いずれにいたしましても、今後予定されております広域圏での協議事項等につきましては、できる限り公開いたしまして、村民の皆さんのご理解を得ながら進めてまいりたいと考えていることを申し上げまして、議員各位のご理解とご協力を改めてお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（竹島貴行君） 明和善一郎君。

4番（明和善一郎君） 今ほど丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。

ただ、もう一点、震災瓦れきに関する点をお聞きしておきたいと思います。

実は、まだ理事会が開かれていないということですので、開かれたときに、村長の意見を述べてもらいたいということをお願いをしておきたいと思います。

舟橋村へは直接関係はしないことかもしれませんが、たとえ試験焼却を実施した場合でも、焼却灰が発生することで、この灰と一般ごみの焼却灰との区別はどうするのか。一括して富山市の最終処分場へ搬入する場合は、処分場の同意を得ているのか。また、処分場周辺の地域への説明などはどのようになっているのか。処分場への運搬経路に当たる沿線住民への説明をして、理解を得ているのか。焼却後の一連の課題について、どのような話し合いになっていくのか、村長の口から理事会で発言をお願いしたいと思います。

それから、広域圏焼却場の従業員の健康管理体制はどのようになっているのか。計画

されているのか、していないのか。そしてまた、先日、北九州への搬入物に、まざってはいけないコンクリートが含まれていて問題になっていましたが、富山広域圏焼却場としては、どのような場合に搬入ストップを考えられておるのか、また決められていくのか。それらの事柄について理事会の場所で発言をしていただき、その結果について公表していただくようお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） ただいま明和議員さんのほうから再質問という形で、理事会での発言要請といたしますか、こういうことも聞いていただきたいとか発言してほしいということでした。

まさしくそのとおりでございます。新聞報道でしか私のほうへ伝わってこないわけですが、森市長はやはり立山町の町民の、どのような感触かといいますか、実際に受け入れができるかどうかという可能性を得たところで地元のところへ、山本最終処分地のほうへ出向いてその説明といたしますか、行くと、こういうふうに私のほうは伺っておるわけでありまして……。

ただ、私が申し上げたいのは、富山地区広域圏はことしからこの最終処分の、何というか、灰は民間委託するということで方向転換しておるわけですが、この瓦れきを処理した物につきましては、従来からの、富山市が管理しております山本最終処分地で処理をすると、こういうことですので、当然、一般の物と今の瓦れきの処分された物とは違うということで、私はそういうふうに受けとめておるわけでありまして。

いずれにいたしましても、住民の皆さんが感心あることですので、そういった内容等につきましては、先ほどもお答えしたとおり、できるだけ公開いたしまして、皆さんに安心していただくといいますか、そして受け入れていただく環境づくりにも努めてまいり所存でありますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

以上であります。